

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.318

2021.02.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23<sup>rd</sup> Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok  
10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : [siasia@loxinfo.co.th](mailto:siasia@loxinfo.co.th) (総合窓口、調査)

[patent@siasia.co.th](mailto:patent@siasia.co.th) (特許)

[design@siasia.co.th](mailto:design@siasia.co.th) (意匠)

[trademark@siasia.co.th](mailto:trademark@siasia.co.th) (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、[地図](#)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp)

(担当 : 鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

## 記事目次

### [タイ]

～タイの投資家を誘引するために、Covid-19 に安全なベトナムは見本市を開催する～

～タイは、研究開発支出に対し非常に高い目標を設定する～

～東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)は下院に送付され、まもなく施行の見込みである～

～タイの偽造品に対する厳重な取り締まりが実を結ぶ～

### [カンボジア]

～リスボン協定ジュネーブアクトは、カンボジアのカンポットペッパー (Kampot Pepper) を最初の地理的表示として受領する～

### [インドネシア]

～インドネシア法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) は 2021 年を祝賀し、ヤソンナ・ラオリー大臣は、職員に対し「宿題」に誠意を持って取り組むよう訓示する～

～知的財産総局 (DGIP) の Freddy Harris 総局長は、知的財産侵害に対する法の執行のための文民捜査官 (PPNS) トレーニングについて述べる～

～インドネシア知的財産権総局 (DGIP) 知的財産情報技術局 (TIKI) は、デジタルサービス拡大のための実施合意に同意する～

～インドネシアの知的財産権総局 (DGIP) は、サービス迅速化のための知的財産審査官協議会を開催した～

### [ベトナム]

～ブダペスト条約への道：懸念事項～

～ベトナムの 2020 年の科学技術関連のできごと上位 10 位が発表された～

～電子政府における日本の経験および新政策を共有するセミナーが開催される～

～ベトナムは、国家イノベーションセンターをすぐにオープンできるよう取り組む～

～チュオン・ホア・ビン副首相は、完全に密輸を破壊し、犯罪者を逮捕する必要があると述べる～

～ベトナム企業は知的財産に関する注意を受ける～

～ベトナムは、侵害の兆候の見られる通過貨物に対してのみ現物検査を実施する～

～ベトナムでのインドの製薬会社との協力は非常に有望である～

～事務所より～

**(ホームページ更新のお知らせ)**

弊社ホームページを2月25日付けで更新しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

**(3月、4月の祝祭日のお知らせ)**

3月の祝祭日はありません。4月の祝祭日は、6日及び13日-15日です。今後変更が予想されますので、事前に確認をお願いします。弊所は、その都度HPを通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありません。入国制限は依然厳しい状態が続いております。事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。タイ到着後14日間、指定ホテルでの隔離を強制(入国許可証を得るための必須条件としてホテルの予約証明が必要です)されており、及びタイ現地職場への復帰着任は、14日後となります。来タイ予定の方はご注意ください。

**(弊所メールアドレス一部廃止のお知らせ)**

1月1日より、弊社特許チーム宛てのメールアドレス [siasia@siasia.co.th](mailto:siasia@siasia.co.th) は、使用不可となりましたので、ご連絡致します。

**(再信：S&I ニュースの新しい試みについて)**

2020年11月よりインドネシア記事及びベトナム記事におきましては、英語紙の情報量に限りがあるため、新たに現地ニュースを適宜獲得するために、現地紙での現地語をグーグル翻訳で英文化して、その抄録をお届け致します。そのヘッドラインと翻訳とが乖離する場合がありますので、ご了承ください。あくまで現在試験段階であることをご留意ください。

**(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)**

ジェットロからの委託により、上記和訳が2020年3月末に完成致しました。つきましては、ジェットロのサイトから、是非、ご利用ください。JETROのホームページでは、

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

さらに、JETROのページにリンクを張る形で、JPOでのタイの欄にも掲載します。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには含まれておりませんので、ご注意ください。

**(更新8回目：ミャンマー商標法告示がなされ、10月1日より商標出願手続きソフトオープンが開始されます)**

[8月28日付けのミャンマー政府告示](#)により、2020年10月1日より商標出願のソフトオープン手続きが開始されました。しかしながら、現在登記所が新型コロナウイルス感染拡大によりロックダウンとなっており、ヤンゴン近隣の受付を閉鎖しています。詳しい情報は[弊所最新ニュース](#)をご覧ください。2019年5月に著作権法が国会通過成立したことにより、知財関連法案が全て成立したこととなりました。これにより少なくとも商標については、施行開始（**グランドオープンがいつになるかは2021年1月25日現在、明示されていません**）が明らかになってきました。

また、グランドオープン以降も現行出願手続きが可能である旨も、不確定ながら情報が入ってきております。この点につきましては、詳細が判り次第、ご案内致します。

2月12日のクーデターにより、軍事政権となりましたが、オンライン出願が稼働しており、ソフトオープン期間の再出願は可能となっています。逐次状況が変わっておりますので、利用される方は、是非詳細を弊所（担当 加藤）までお尋ねください。

（ミャンマー意匠法（日本語仮訳））

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

（ミャンマー商標法（日本語仮訳））

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

（ミャンマー特許法（日本語仮訳））

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws\\_201903.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf)

### ～編集者より～

2月1日にミャンマーで軍事クーデターが起きた。昨年10月より商標出願のソフトオープン期間として、順調に開設準備を進めてきたミャンマー知財庁（4月1日グランドオープン予定）の動きに、大きな影響が及ぶ可能性が出てきた。場所は違うが、タイでの私の2回のクーデター経験からの印象だが、政権を掌握したら矢継ぎ早に様々な指令を軍事政権が出すはずなのだが、軍事政権が「人・物・金」を掌握するスピードが遅いのではないかと感じる次第だ。特に「金」の流れを如何に管理するのかが、政権奪取には非常に重要で、現地通貨価値を維持するため、外貨の流出を抑えるために早急に手立てを行わなければならないと思うのだが、何とも動きが緩やかな感じがする。最近では、タイの現政権にアドバイスを求めているとの再三タイ現地紙で報道がなされており、恐らく（案の定）タイの軍事政権から

民政移行への成功モデルを踏襲しようとしているのではないかと邪推している。タイとミャンマーとは、決定的に違うのは、タイでは、王室が、政権を認めるかどうかが決定的な事柄であり、この点においてミャンマーとは違うため単純に今後の動静を比較し予測することはできない。破壊衝突が起こらないことを期待するばかりだが、今後の推移を注視したい。とにかく、知財制度は、外資呼び込みの必須要件であるが故、現在のミャンマー知財庁設立の方向性には、時期は遅れるかもしれないが、大きな変更はないものと思われる。

さて、「知財管理」誌（恐らく5月号）にタイの裁判事例が論稿として掲載される予定となった。昨年来この論稿を作成しながら、思うことがある。

タイでは、エンフォースメントを行う際には、裁判所を必ず経由して強制捜査、押収などを行う。これと比較してマレーシアやベトナムは、行政措置として行うため、裁判所を介することはない。この点がASEANの他の諸国での大きな違いとなっている。確かに権利者や代理人事務所から見ると、行政措置の方がスピード、手続きが簡便であり、タイの方が、面倒な感じがする。しかしながら、この裁判所を経由することが、裁判所が判断力を養う上で、鍛えられているように私は思う。また、判決（もちろん選別された判決であり、情報規制されていることも留意されたい）を公表する（外部に晒す）ことにより、多くの海外や国内の知識人からの非難も敢えて受けるのである。従ってタイの知財裁判所を他国の知財裁判とは異なり、判例が多くかつ透明性を感じる次第だ。恐らく異論は多々あるとは思いますが、私はタイの知財エンフォースメントの方向性は大筋間違っていないように思う。

ベトナム知財法の改正案が昨年12月に公表され、今年2月までにその意見を公募した。ベトナム知財で私が感じるのは、日本企業のベトナム進出のスピードと展開に、知財制度が追いついていないことが最も杞憂するところである。研究開発を現地で行う知財リスクを判断する時間も十分なく、研究開発進出を決めているのが現状ではなからうか。最近のニュース（ベトナム共産党機関紙ニャンザン2月23日付け）でもダナンのハイテク工業団地の設置に日本企業を含む6つ進出計画が政

府承認され、米国先端企業も続々と進出予定であるとしている。チェックポイントは、CPTPP や FTA などの国際条約や協定への合致も大事だが、アジアでの特許制度では、①登録後の翻訳補正訂正の確保、②職務発明の明確化、③第一国出願義務制度の明確化（運用されているかどうか不明なため、明確化が必要）の3点が非常に重要である。時間があれば、さらに先使用権の立証のし易さや無効事由（私が度々主張している知財トラップ）の精査をしたいものである。単なる外資呼び込みのための知財制度作りであるということは、重々承知しているが、進出企業の知財権を守り、現地で創出される知財の保護を是非とも考慮されてほしいものである。特にベトナム政府当局は、今年1月に委任状についての新規則が発効され、実務現場との齟齬が出てきて、現地法律実務家と政府当局との調整会議を再三開いた経緯がある。どうも現場感覚が乏しい、上から目線の政府当局であることを常々実感している。関連日本企業は、特に日本政府や SEAIPJ を通じてベトナム政府に対して大きく声をあげて戴きたいものである。

## [タイ]

### ～タイの投資家を誘引するために、Covid-19 に安全なベトナムは見本市を開催する～

Covid-proof Vietnam launches showcase to lure Thai investors

<https://www.nationthailand.com/noname/30401844>

在バンコクベトナム大使館は、タイ・ベトナムビジネス協議会（Thai-Vietnam Business Council）、及び、ベトナムの Amata VN Plc により開催された、“Golden Opportunity for Thai Investors in Vietnam”を披露した。ベトナムの Phan Chi Thanh 駐タイ大使は、ベトナム経済は昨年、Covid-19 にもかかわらず、その早期対策処置のおかげで、2.91%拡大したと述べた。2016年から2020年にかけてのベトナムのGDP成長率は、年平均5.9%であり、世界一高い。2021年の見通しも明るく、世界銀行、国際通貨基金、アジア開発銀行はGDP成長率を6.5-7%と予測している。大使は、ベトナムへの大規模投資に貢献した要因には、高い政治的安定性、豊富な労働力、1億人規模の大規模市場、アセアン、中国及び世界市場との

戦略的な接続性が、ベトナムへの大規模投資に貢献した要因である、と述べた。これらの要因がベトナムを132カ国からの投資家の投資目的地とした。タイは現在、投資総額約130億米ドル（3,900億バーツ）の603件の外国直接投資プロジェクトとともに、ベトナムにおける第9位の外国直接投資国となっている。タイ外務省のTanee Sangrat報道官は、向こう数年間のタイのベトナムにおける投資が成功するかどうかは、ベトナム政府による現在の投資政策と支援の継続のみならず、ベトナムの経済成長にも左右される、と述べて、ベトナムにおけるタイ企業及び投資家相互の協調及び一体化に対する能力が、将来の成長と生き残りにおける鍵となる、と述べた。

(2021年1月26日、タイネーション)

## [タイ]

### ～タイは、研究開発支出に対し非常に高い目標を設定する～

Lofty goal set for R&D spending

<https://www.bangkokpost.com/business/2063507/lofty-goal-set-for-rd-spending>

未来の不確実性に直面する中で、タイ政府は、経済開発の改善と社会的格差縮小のために、2021年にはGDPの概算1.23%、1,960億バーツである研究開発支出を、7年間でGDPの2.2%へと強化することを目指している。高等教育・科学・研究・イノベーション省（Minister of Higher Education, Science, Research and Innovation, MHESRI）のアネーク・ラオタマタス大臣は、昨日の2021年イノベーションタイフォーラムの開会式典において、MHESRIは、科学技術における競争力向上のための努力を拡大することにより、タイをイノベーションの国にする途上にあると、述べた。タイは、GDPの観点から世界200カ国中の20位に位置している。アネーク大臣は、タイの科学技術部門は進歩を見せており、例えば、小型の人工衛星の製造が可能であるとして、4年以内に、300kg規模の人工衛星製造にステップアップする前に、150kg規模の人工衛星を製造するかであろう、と述べて、キセノンガスを動力源とし、30万km離れた基地局からの制御によるロボットあ

るいは人工知能により操縦される宇宙船の製造と月への打ち上げが可能である、とした。同大臣は、MHESRI の原子力平和局 (Office of Atom for Peace) は、その 50%に国内技術を使用する、固有の原子炉を開発している、と述べた。タイは、20 年以内に、クリーンエネルギーのためのトカマク型核融合炉を建設することを望んでいる。アネーク大臣によると、タイはまた、7つのプロジェクトにおいて Covid-19 ワクチンも研究しており、それらのうちの動物実験を通過した 2つの研究は、mRNA ワクチンとたばこワクチンである。同大臣は、タイは、これらのワクチンを 2021 年下半期に人へ使用することを望んでいる、と述べた。チュラロンコーン大学薬学部微生物学科ウイルス学講座の Pokrath Hansasuta 助教は、チュラロンコーン大学は、3 億バツを投資して 抗 Covid-19 mRNA ワクチンを開発しており、4月までに少人数グループに対する臨床試験を行い、今年末までに数千人規模の治験が期待されている、と述べた。ブルームバーグの 2021 年イノベーション指数で、タイは、60 カ国中の 36 位にランクされている。国家イノベーション庁 (National Innovation Agency, NIA) の Pun-Arj Chairatana エグゼクティブダイレクターは、タイが上位へ行くためには、科学、技術、エンジニアリング及び数学を専攻する学生とともに、特許、スタートアップ、イノベーション牽引型企業がよりいっそう必要である、と述べた。

(2021 年 2 月 6 日、バンコクポスト)

## [タイ]

～東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)は下院に送付され、まもなく批准の見込みである～

RCEP going to parliament, instant enforcement likely

<https://www.bangkokpost.com/business/2064247/rcep-going-to-parliament-instant-enforcement-likely>

商務省は明日、下院に対し、昨年 11 月にタイを含むアジア太平洋の 15 カ国によって署名された、世界最大の自由貿易協定である、東アジア地域包括的経済連携協定(Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP)の批准を提案する

予定である。Sansern Samalapa 商務副大臣は、商務省は、この協定が下院で順調に批准されることを期待している、と述べた。下院の批准プロセスにおいて、少なくともアセアン 6 カ国及び非アセアン 4 カ国を含む RCEP 加盟国の半数が協定を批准すれば、RCEP は自動的に発効の運びとなる。Sansern 副大臣によれば、下院の批准後、タイは協定に従って国内法の改正へと動くこととなる。国際通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)オーラモン局長 (S&I 注 : 元知的財産局副局長) は、タイは、RCEP に対応するため、特に、著作権、税関、原産地規則に関連する規定など、さまざまな国内法及び規則を改正する必要がある、と述べた。オーラモン局長は、RCEP は、食品及び農業、電子機器、プラスチック、自動車部品、衣類及び自動二輪車を含む国際産業分野の強化を支援するものである、と述べた。オーラモン局長は、サービス貿易への拡大に関し、特に建設、健康産業、アニメーション、映画及びエンターテインメント、及び小売業に対し、かなりの悪影響があるであろう、と述べた。オーラモン局長は、タイの民間企業は、この新たな RCEP に対する準備が必要であるとして、特に、貿易振興、投資保護、および、知的財産、e コマース、中小企業に対する取引競争とともに政府調達に関連する新たな課題の 3 つの重要事項についての準備を促した。RCEP 加盟国の 2019 年の人口は合計約 36 億人で世界総人口の 48.1%を占め、加盟国の合計 GDP は 28 兆 5 千億ドル超で世界 GDP の 32.7%に達し、加盟国間の合計貿易額は 11 兆 2 千億ドルで、同期間の世界貿易額の 29.5%を占める。

(2021 年 2 月 8 日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～タイの偽造品に対する厳重な取り締まりが実を結ぶ～

State piracy crackdown bears fruit

<https://www.bangkokpost.com/business/2065503/state-piracy-crackdown-bears-fruit>

タイ政府の偽造品及び海賊版に対する厳重な取り締まりへの不断の努力が、アメリカの模倣品・海賊版販売に関する、悪名高い市場リスト (Notorious Markets List)

の 2020 年の見直しにより、タイ国内におけるいかなる市場も海賊版及び模倣品販売に従事している市場は特定されないという最新の結果により、実を結んでいる。Vuttikrai Leewiraphan 知的財産局長は、このことは、タイ政府が、精力的に、知的財産侵害に対する継続的で厳重な取り締まりを実施した後では、アメリカの悪名高い市場リストに掲載されたタイの商業地域やショッピングモールが存在しないことを示しているから、タイにとってよい知らせである、と述べた。米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative, USTR) は 1 月 14 日に、この悪名高い市場リストを見直し、初めてインターネットプラットフォームを提示する章を設けた、2020 年版リストを公表した。この 2020 年版リストには、39 のオンライン市場と 34 の実際の市場が掲載されている。2019 年版では、バンコクのパッポン通りのナイトマーケットのみが、悪名高い市場リストにおいて特定されていた。Vuttikrai 局長によると、タイにおける模倣品・海賊版商品販売現象の陰には、知的財産局及び関連省庁による、法的な権利所有者に害を与えることを防止するための、継続的なエンフォースメント活動へのコミットメントがあったとのことである。そのような努力の一環として、知的財産局は 1 月 11 日に、Shopee、Lazada、JD Central を含む e コマース企業、および、知的財産権者と、オンライン上の侵害と戦うための覚書に署名した。

(2021 年 2 月 10 日、バンコクポスト)

## [カンボジア]

～リスボン協定ジュネーブアクトは、カンボジアのカンポットペッパー (Kampot Pepper) を最初の地理的表示として受領する～

Lisbon Agreement's Geneva Act Receives First Geographical Indication: Kampot Pepper from Cambodia

[https://www.wipo.int/lisbon/en/news/2021/news\\_0001.html](https://www.wipo.int/lisbon/en/news/2021/news_0001.html)

カンボジアは、世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization, WIPO) の原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定 (略称: リスボン協定ジュネーブアクト) を通じて登録された最初の地理的表示と

してカンポットペッパーを記録に残した。2020年に発効した、新たなジュネーブアクトを伴うリスボン協定は、単一の登録手続と1セットの料金で原産地名称（Appellation of Origin）と地理的表示（Geographical Indication, GI）を30カ国以上で保護でき、原産地商品の国際取引を促進する。原産地表示とGIはともに、特別な地理的原産地と品質のつながりを伴って商品を特定するもので、これらの知的財産ツールは、その産地の生産者に対し、彼らの産物を市場で選別させることの助けとなるとともに、収入増加の支援ともなる。カンボジアは、GIを含むよう拡張されたリスボン協定ジュネーブアクトの最初の締約国であり、また、リスボン協定ジュネーブアクトのもとでGIを登録した最初の出願人となった。カンポットペッパーの生産の歴史は13世紀に遡り、カンボジアのカンポット州とケップ州で生産されていて、2010年からカンボジア国内でGI登録されている産品である。国内でのGI登録を受けて、カンポットペッパーの輸出高は急激に増加し、生産の約70%は国際市場向けに出荷されて、農家出荷時の平均購入価格は、GI登録前は平均7.50米ドルであったが、登録後10年目には平均22.70米ドルとなり3倍に上昇した。カンボジア商務省（Ministry of Commerce）知的財産権局（Department of Intellectual Property Rights）が発表した数字によると、カンポットペッパーの生産額は2009年に7万米ドルであったものが、2019年には100万米ドルを超えた。カンポットペッパーのリスボン協定のもとでの国際登録は、その国際的な成功にさらに貢献するであろう。カンポットペッパーの市場価格が上昇するにつれて、詐欺や偽造品のリスクもカンボジア国内外で増加する。リスボン協定を介した1つの登録手続で、カンポットペッパーは、リスボン協定ジュネーブアクトの全ての締約国において保護を獲得しており、これにより、地元の生産者は、EU加盟国を含む30カ国以上で権利を執行できる可能性を有する。

（2021年1月18日、世界知的所有権機構(WIPO)ホームページ）

**[インドネシア]**

**～インドネシア法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）は 2021 年を祝賀し、ヤソンナ・ラオリー大臣は、職員に対し「宿題」に誠意を持って取り組むよう訓示する～**

Menyongsong 2021, Yasonna Laoly Minta Jajaran Kemenkumham Kerja Ikhlas Tuntaskan “PR”

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/menyongsong-2021-yasonna-laoly-minta-jajaran-kemenkumham-kerja-ikhlas-tuntaskan-pr?kategori=liputan-humas>

法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）のヤソンナ・ラオリー大臣は、2020 年 12 月 30 日にジャカルタの MOLHR における年末集会で、省職員に対し、2021 年に、課題と向き合い、「宿題」を完成するために彼らのパフォーマンスを向上するよう訓示した。67 歳のヤソンナ大臣は、2020 年に我々がなしたことは十分ではなく、日課やそれに付随する問題は引き続き 2021 年に解決されるべく残されている、と続けた。ヤソンナ大臣は、よって、2021 年を迎えるにあたり、MOLHR の全職員は、更にひたむきかつ誠意を持って働かなければならない、と述べた。ヤソンナ大臣は、また、退職を迎える MOLHR の Bambang Rantam Sariwanto 官房長への感謝の意を示した。ヤソンナ大臣は、Bambang 官房長の労働倫理は、MOLHR の全職員が見習うに値する、と述べた。

（2020 年 12 月 30 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

**[インドネシア]**

**～知的財産総局（DGIP）の Freddy Harris 総局長は、知的財産侵害に対する法の執行のための文民捜査官（PPNS）トレーニングについて述べる～**

Dirjen KI Freddy Harris Bicara Soal Pelatihan PPNS untuk Penegakan Hukum Pelanggaran KI

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/dirjen-ki-freddy-harris-bicara-soal-pelatihan-ppns-untuk-penegakan-hukum-pelanggaran-ki?kategori=liputan-humas>

法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）の Freddy Harris 総局長は、知的財産侵害に対する法の執行は重要であると述べた。知的財産はデジタル化された経済及び社会に大きく影響するので、知的財産保護への支出を増額する必要がある。2021年1月8日のウェビナー“The Role of Law and Dispute Resolution in the Digital Economy in the Middle of the Covid19 Pandemic”において、Freddy 総局長は、DGIP に対する苦情のデータはほとんど存在しないが、警察には多くの苦情がある、と述べて、標準作業手順書(Standard Operating Procedure, SOP)を作成するため、警察職員に対し過去数年間、捜査・紛争解決局（Directorate of Investigation and Dispute Resolution）のリーダーとなることを求めていた、と述べた。Freddy 総局長は、法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）の DGIP 及び地方事務所の文民捜査官（PPNS）の人数は、やはり進行中の全ての紛争解決には未だに不十分である、と認めた。Freddy 総局長は、DGIP は、インドネシア全土の知的財産の侵害事件を取り扱えるように、現在、PPNS の候補者をトレーニングしている、と述べた。法の執行は、DGIP の3つの主要業務のひとつであり、Freddy 総局長は、DGIP は、不利益なウェブサイト、特に著作権を侵害するウェブサイトに関し、通信情報省（Ministry of Communications and Information Technology）に対する閉鎖の推奨に積極的に参加してきた、と述べた。2020年に DGIP は、通信情報省との協力により、不利益なウェブサイト 192 件の閉鎖を推奨し、148 件のサイトの閉鎖に成功した。（2021年1月8日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

## **[インドネシア]**

**～インドネシア知的財産権総局（DGIP）知的財産情報技術局（TIKI）は、デジタルサービス拡大のための実施合意に同意する～**

Demi Pelayanan Digital yang Maksimal, Direktorat TI KI Sepakati Perjanjian Kinerja

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/demi-pelayanan-digital-yang-maksimal-direktorat-ti-ki-sepakati-perjanjian-kinerja?kategori=agenda-ki>

今日、インドネシア政府は、第4次産業革命に参入した者に対し良質なサービスを提供できると期待されている。よって、知的財産情報技術局(Directorate of Intellectual Property Information Technology, TIKI)、知的財産権総局(DGIP)及び法務人権省(MOLHR)は、2021年1月19日にDGIPにおいて、DGIPのデジタルサービス向上のための実施合意を明言した。知的財産情報技術局 Sucipto 局長は、国民が最良のサービスを受けられるよう、政府は、時代の要求に見合うため、常にイノベティブでいなければならない、と述べた。Sucipto 局長によると、この実施合意はまた、予算執行パフォーマンス指標(Budget Implementation Performance Indicator, IKPA)及び、リスク低減のためのマッピングにより具体化した予算執行実施への誓約である、と述べた。この実施合意への署名後、知的財産情報技術局は、実施合意目標の達成に備えるための行動を準備する会議を開催した。

(2021年1月19日、インドネシア知的財産権総局ホームページ)

## [インドネシア]

～インドネシアの知的財産権総局(DGIP)は、サービス迅速化のための知的財産審査官協議会を開催した～

Demi Percepat Layanan, DJKI Gelar Konsinyering Pemeriksa KI

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/demi-percepat-layanan-djki-gelar-konsinyering-pemeriksa-ki?kategori=agenda-ki>

法務人権省(MOLHR)知的財産権総局(DGIP)は、知的財産分野の登録出願完了手続の加速を目的とし、特許、商標及び工業意匠の審査官の評価値決定の検討のための協議会を開催した。特許・半導体集積回路配置デザイン・営業秘密局(Directorate of Patent, Layout Design of Integrated Circuit, and Trade

Secret) Dede Mia Yusanti 局長は、より早い出願処理プロセスは、出願数の増加に影響し、結果として非課税国家収益(PNBP)の受領額増加に影響を与えるから、国の経済を大きく成長させ得るものである、と述べた。Dede 局長は、審査プロセスの進行速度は、審査を実施する特許審査官、商標審査官及び工業意匠審査官が発行する実体審査結果に依存することから、審査プロセスが非常に重要である、と述べた。Dede 局長は、さらに、今回のパンデミックの最中に、DGIP の非課税国家収益は実際に増加しているが、これもまた、審査官の激務の成果である、と付け加えた。特許、商標、及び工業意匠を所管する機関である DGIP は、この機会に、特許、商標及び工業意匠の審査官の評価値を検討する評価チームを設置した。審査官の評価値の決定及び評価それ自体は、6 か月毎もしくは期毎に実施され、任命や昇格のための指標として用いられる。この協議会には、多くの場合、MOLHR の他、行政・官僚改革省(Ministry of Administrative and Bureaucratic Reform)、国家公務員庁 (National Civil Service Agency) のスピーカーと、審査官が参加する。(2021 年 1 月 27 日、インドネシア知的財産権総局ホームページ)

## [ベトナム]

### ～ブダペスト条約への道：懸念事項～

Gia nhập Hiệp ước Budapest: những vấn đề cần quan tâm

[http://www.noip.gov.vn/hoat-ong-shcn-trong-nuoc/-/asset\\_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/gia-nhap-hiep-uoc-budapest-nhung-van-e-can-quan-tam](http://www.noip.gov.vn/hoat-ong-shcn-trong-nuoc/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/gia-nhap-hiep-uoc-budapest-nhung-van-e-can-quan-tam)

12 月 2 日にハノイにおいて、ベトナム国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property of Vietnam, IP Viet Nam) は、"Theoretical and practical basis of joining the Budapest Treaty"と題する科学ワークショップを開催し、関連する国の省庁、ベトナムの微生物株保管機関、微生物学の専門家、知的財産権エージェントなどからの 40 名を超える代表者が出席した。ワークショップの開会にあたり、IP Vietnam の Phan Ngan Son 副長官は、ベトナムのバイオテクノロジーの研究開発及び投資を促進する、ブダペスト条約への加盟の意味を強調し、特に

バイオテクノロジーが第4次産業革命のひとつの柱と考えられていることに言及した。Phan Ngan Son 副長官は、ブダペスト条約の受諾はまた、2030年までの知的財産戦略に設定された目標履行に貢献し、また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)、および、1999年のベトナム-スイス間の知的財産保護および知的財産分野における協力合意を実現する、国際統合の完全な解決である、と付け加えた。ワークショップでは、ブダペスト条約に加盟する際にベトナムが検討を必要とする、いくつかの特定の話題について報告が行われた。一般に、ブダペスト条約の受諾と、履行義務の実施には、ほとんど困難や障害はない。条約の下では任意の義務とされている、国際微生物寄託機関をベトナムが設置すべきかどうかを決定することが重要である。よって、ディスカッションにおいては、参加者はベトナムで国際微生物株を保管するための管轄官庁の設立についての意見交換に集中した。ほとんどの参加者が、後日、ベトナムに国際保存機関を設置することに関する包括的で完全な調査が行われるべきである点に合意した。また、通達第01/2007/TT-BKHHCNの条項に基づき、ベトナムの微生物株保管管轄省庁の公式リストの作成が必要である。このワークショップは、ブダペスト条約関連、特にバイオテクノロジー分野の特許登録手続における微生物株の提出における、より包括的でより深い見解をもたらし、将来の機械の利用のための、適切な政策の方向を特定するための、管轄官庁にとっての基礎となるものである。

(2020年12月4日、ベトナム知的財産局ウェブサイト)

## [ベトナム]

～ベトナムの2020年の科学技術関連のできごと上位10位が発表された～

Top 10 scientific – technology events for 2020 announced

<https://en.vietnamplus.vn/top-10-sciencetechnology-events-for-2020-announced/193769.vnp>

ベトナムジャーナリスト協会 (Vietnam Journalists' Association) の科学技術ジャーナリストクラブ(Club of Science and Technology Journalists)は、2020年

の傑出した科学技術関連イベントのトップ10を12月23日にハノイで発表した。同クラブ代表の Ha Hong 氏は、投票は今回が15年目であり、25の通信社から60人以上の記者が参加した、と述べた。最も傑出したイベントは、2030年までのオリエンテーションを伴う、2025年に向けた、国家デジタルトランスフォーメーションプログラムの首相による承認である。このイベントは、デジタルガバメント、経済及び社会開発とともに、グローバルに活躍できるデジタルテック企業の設立奨励という、2つの目標達成を目指している。これに続く2位は、国家衛生疫学研究所（National Institute of Hygiene and Epidemiology, NIHE）の研究室での、ウイルスの培養及び分離を含む、新型コロナウイルス SARS-CoV-2の研究の成功である。最初の SARS-CoV-2 検査キットは、軍事医薬大学（Military Medical University）と Viet A Technology JSC により成功裏に生産された。この検査キットは、保健省(Ministry of Health)からライセンス承認を受け、イギリス保健省（Department of Health and Social Care）からはEUの基準に適合していると認められ、世界保健機構（World Health Organization, WHO）は国際的な流通を承認した。3位は、ベトナム科学技術アカデミー（Vietnam Academy of Science and Technology, VAST）の情報学コンピューティングセンターPham Hong Quan 准教授による成層圏での気球航行に対する技術開発の成功である。このプロジェクトは、海洋や森林での人命救助、沖合漁船の監視、洪水、地滑り及び森林火災に関わる情報の収集のために、モノのインターネット（IoT）ネットワークを使用する。以下、4位は、ベトナムの歴史プロジェクトの最終草案の紹介、5位は、ベトテル（Viettel）の自社機材を用いた5G通信の成功、6位は、Covid-19患者の追跡において、プライバシー、匿名性及び透明性が担保された Bluezone アプリの広範囲における使用である。7位は、ハノイのホアンキエム(Hoan Kiem)湖の堤防の完成、8位は、Nature 誌に掲載された研究論文へのベトナムの物理学者の初参加である。9位は、ホーチミン市の病院における癒合双子の切離手術の成功、10位は、ベトナム科学技術アカデミーの環境技術研究所（Institute of Environmental Technology）Do Van Manh 准教授が受賞した、持続的な環境保護に貢献する、ビール及び砂糖精製からの廃棄物を利用した先進バイオガスを原料とする発電及び

有機肥料生産に対する日立グローバルファンデーションによる 2020 年アジアイノベーションアワードである。

(2020 年 12 月 25 日、ベトナムニュースエージェンシー)

## [ベトナム]

～電子政府における日本の経験および新政策を共有するセミナーが開催される～

Seminar shares Japan's experience, new policies in e-Government

<https://en.vietnamplus.vn/seminar-shares-japans-experience-new-policies-in-egovernment/194448.vnp>

ベトナム政府と在ベトナム日本大使館は 1 月 8 日に、“Sharing Experience and New Policies of Japan to Promote e-Government, towards Digital Government”と題するセミナーをハノイで共催した。このイベントは、ベトナム政府のマイ・ティエン・ズン(Mai Tien Dung)官房長官と駐ベトナム山田滝雄大使が議長を務め、ベトナムの 23 の省および都市と、日本の専門家によりバーチャルで開催された。このセミナーでの挨拶でズン官房長官は、このセミナーは、この種のイベントとしては 3 回目であり、電子政府構築において、ベトナムを支援する日本の活動の一部を形成するものである、と述べた。ベトナムは、政府の各部署での勤務の新たなスタイルを振興するのみならず、企業及び国民に対し、オンライン公共サービスの提供を促進する、電子政府のいくつかの主要情報及びデータベースシステムを開発し運営している。ズン官房長官は、これらのシステムは、地域社会における年額 9 兆 8,000 億ベトナムドン（4 億 2,600 万米ドル）の節約を可能とした、と述べて、さらに、このような成功は、在ベトナム日本大使館、内閣府、総務省及び独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency, JICA）を通じた日本政府の支援なしには不可能であった、と述べた。ズン官房長官は、電子政府の開発は、IT 出願、行政改革及び透明性と広報の改善の間の密接な連携を確実としなければならないと述べて、国民と企業の満足感が電子政府構築政策の主要因子である、と付け加えた。山田大使は、接触追跡アプリ NCOVI を迅速に利用可能とした、ベトナム政府の積極的な Covid-19 パンデミックへの対応に感銘

を受けたと述べた。セミナーにおいて日本の専門家は、デジタルガバメントの開発における菅総理の新政策について議論し、公共サービスのデジタル化、及び、AI 適用のための政策の公式化における経験を共有した。

(2021 年 1 月 8 日、ベトナムニュースエージェンシー)

## [ベトナム]

～ベトナムは、国家イノベーションセンターをすぐにオープンできるよう取り組む～

Work on National Innovation Centre to begin soon

<https://en.vietnamplus.vn/work-on-national-innovation-centre-to-begin-soon/194444.vnp>

7,400 億ベトナムドン（3,200 万米ドル）相当の国家イノベーションセンター（National Innovation Centre, NIC）の建設が、ハノイ市郊外のホアラクハイテックパーク（Hoa Lac hi-tech park）で 1 月 9 日に開始される。35 ヘクタールの面積を有する NIC は、首相指示第 1269/QĐ-TTg の下で、国内のスタートアップ及びイノベーションエコシステムの支援と発展のために設立され、科学技術に基づく成長モデルへ貢献する。NIC は国内外のイノベティブな企業、研究所、大手企業の事務所として使用されるとともに、最先端を行く専門家と科学者の職場となるものと期待される。NIC 運営の法的フレームワークの創造を目指して、ベトナム政府は、NIC の機構及び政策を規制する法令第 94/2020/ND-CP を発行した。同日、計画投資省（Ministry of Planning and Investment, MPI）は、ベトナム国際イノベーション Expo を開催し、イノベティブな解決策、イニシアチブ及びハイテク製品を紹介する。いくつかのビジネスマッチングイベントも、展示会において開催の予定である。

(2021 年 1 月 8 日、ベトナムニュースエージェンシー)

[ベトナム]

～チュオン・ホア・ビン副首相は、完全に密輸を破壊し、犯罪者を逮捕する必要があると述べる～

Totally destroy smuggling and arrest perpetrators: Deputy Prime Minister Truong Hoa Binh

<https://english.haiquanonline.com.vn/totally-destroy-smuggling-and-arrest-perpetrators-deputy-prime-minister-truong-hoa-binh-17125.html>

実行委員会 138/CP 及び第 389 国家運営委員会の 2020 年の実績の総括と 2021 年のタスク実行のために 1 月 1 日に開催された国家会議の際に、チュオン・ホア・ビン(Truong Hoa Binh)副首相は、完全に密輸を破壊し犯罪者を逮捕する必要があるが、いくつかの地方では、まだ思い切った実行がなされていない、と述べた。チュオン・ホア・ビン副首相は、2020 年の密輸、貿易詐欺、偽造品との闘いにおいて、所轄部隊は、185,000 件を超える侵害事件を取り扱い、前年比 15%増の約 25 兆ベトナムドンを徴収して国会予算に充当し、前年比 28%増の 2,543 事件を前年比約 50%急増した 3,502 人の容疑者とともに起訴したと述べた。政府を代表して首相とチュオン・ホア・ビン副首相は、389 国家運営委員会の 2020 年の実績に謝意を表したが、チュオン・ホア・ビン副首相は、密輸、貿易詐欺及び偽造品との闘いは、指導を受けてはいるが、抜本的な変化には程遠い、と述べた。偽造品、密輸品、原産地不詳品は、多くの場所で未だに公然と販売されていて、また、オンライン上で幅広く販売されている。価格、数量及び移転価格の不正申告を通じた輸入関税や法人税の脱税は、わかりにくいままである。密輸、禁止品の輸送、偽造品、知的財産権侵害品に対するリスク管理政策の悪用は問題の 1 つであり、効果的な防止策が存在しない。政治システム及び社会全体双方による参画の動員欠如や、いくつかの地方党委員会及び政府機関は未だ方針を思い切って実行していないこと、所轄部隊の役割の限界、いくつかの地方における主要な所轄部隊の未編成、いくつかの地域や住宅地における状況監視実施の非徹底から、限界と不足が生じている。さらに、複数の党幹部及び公務員について、責任感や資格不足、法令順守意識の欠如、法への侵害行為、特に、密輸、貿易詐欺及び原産地不詳品に関する、違反の隠蔽や

支援がみられる。チュオン・ホア・ビン副首相は、密輸、貿易詐欺及び偽造品と効果的に戦うために、各省庁及び支所、地方政府に対し、下記のような重要なタスクをよりよく実行することに注力するよう求めた。

1.密輸、貿易詐欺及び偽造品との闘いにおいて、政府、首相及び第 389 国家運営委員会の指示に引き続き従い、この業務は重要であり、全ての省庁及びその支所、地方政府の日常的な政治案件であると理解すること。

2.担当部隊内で密輸、貿易詐欺と戦い、防止し、犯罪と法律違反を支援し隠蔽する党幹部や公務員を組織から解雇し、徹底して侵害行為を処理すること。

3.密輸犯罪、特に石油製品、鉱物、タバコ、精製糖、肥料、有害廃棄物の密輸や、偽造品取引、特に人々の健康に悪影響を与える物品の生産及び取引に対し、所轄部隊は、徹底的に密輸を破壊し、犯罪者を逮捕するための、展開、特定、操作に向けた特別な計画策定の必要性。

4.犯罪、密輸、貿易詐欺及び偽造品との闘い及びその防止への、国民全体の参加の動きを奨励し、草の根レベルの人々の密告や告発を受け止めて処理し、違法多発地帯及び保証の確立の防止。

5.制度を改善の継続。未だ不十分であったり、抜け穴のある、密輸、貿易詐欺及び偽造品との戦いに関連する法規定の訂正や補足、新条項の検討と構築。

6.所轄部隊間の調整、情報共有と交換の強化。密輸、貿易詐欺及び偽造品との戦いにおける協力拡大。この業務における国際条約や協定の調査、交渉提案、署名、あるいは加盟への注力。

(2021年1月11日、ベトナム税関局ニュース)

## [ベトナム]

～ベトナム企業は知的財産に関する注意を受ける～

Firms warned over intellectual property

<https://english.haiquanonline.com.vn/firms-warned-over-intellectual-property-17208.html>

専門家は国内企業に対し、外国で事業を行う際には、知的財産権に注意するよう再度注意を促した。Phu Quoc 社の魚醤（ニョクマム）、Vitataba 社のたばこ、あるいは、Buon Ma Thuot café 社のケースは非常によい事例、つまり、外国の知的財産制度と争ったいくつかの企業である。知的財産技術・応用センター（Center for Intellectual Property Technology and Application, IPTA）の Le Ninh Giang 所長は、多くの企業が、企業構築と資本投資の呼びかけに集中しているが、知的財産権への登録を怠っている、と述べた。Traphaco Joint Stock Company の Vu Thi Thuan 社長は、医薬品産業には、保護されなければならない多くのクリエイティブな価値があるが、しかし、ベトナムにおける現在の知的財産に関する理解は不十分で、結果として多くの企業が法を侵害してしまう恐れがある、と述べた。SB Law Firm の Pham Duy Khuong 弁護士は、企業に対し、外国で商標に最良の効果をもたらす、時間と費用を節約するために、登録について注意して学習するよう忠告した。BROSS&Partners Law Firm の Le Quang Vinh 弁護士は、企業が知的財産を保護登録しなければ、市場拡大のための輸出機会を失い、法的リスクに直面し、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP)、EU・ベトナム自由貿易協定 (European Union - Viet Nam Free Trade Agreement, EVFTA)、東アジア地域包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP) などの自由貿易協定から利益を得る多くの機会を失うこととなる、と付け加えた。時を同じくして、科学技術省 (MOST) ベトナム知的財産庁 (National Office of Intellectual Property of Vietnam, IP Vietnam) は、今週初めに、現行知的財産法を補正し補足する法案に関するコンサルテーションワークショップをハノイで開催した。このプロセスを経て後、知的財産法は、18章 235条から構成されると思われる。

(2021年1月16日、ベトナム税関局ニュース)

## **[ベトナム]**

**～ベトナムは、侵害の兆候の見られる通過貨物に対してのみ現物検査を実施する～**

Only conduct physical inspections for transit goods when detecting a sign of violation

<https://english.haiquanonline.com.vn/only-conduct-physical-inspections-for-transit-goods-when-detecting-a-sign-of-violation-17194.html>

税関当局は、偽造品及び知的財産権侵害品に対する検査及び管理の実施を評価する計画である。通過貨物に対する現物検査の実施に関し、税関総局（General Department of Customs, GDC）は最近、いくつかの企業及び Goods Transit Service Business Association から、ベトナムを通過する全ての貨物が現物検査の対象になる実務が、貨物の輻輳及び貨物積み替え時の実運用に対する困難を引き起こしているとの非難を受けた。運用実務統一のため、法令第 59/2018/ND-CP の第 1 条第 19 項で補正及び補足がなされた法令第 08/2015/ND-CP の第 43 条、財務省通達第 39/2018/TT-BTC の第 1 条第 29 項で補正及び補足された財務省通達第 38/2015/TT-BTC 第 51 条に準拠して、税関総局は、各税関当局に対し、法律侵害の兆候の見られる通過貨物に対してのみ現物検査を実施するよう指示した。税関総局は、更に、複数の地方税関に対し、その税関支所に対し直接、反密輸捜査局（Anti-smuggling and Investigation Department）と協力して、知的財産権侵害品、偽造品の通過輸送を利用する活動の管理強化のため、疑わしい徴候を示すいくつかの企業の通過貨物全てに対し、実地検査を実施するよう求めた。税関管理監察局（Custom Control and Supervision Department）によると、積み替え時のこのようなタイプの貨物に対する管理政策や税関手続の法律条項は、基本的には事情に即しており、また、税関監察の対象下にある貨物の輸送活動の税関管理を保証するものである。しかし、通過手続に関する税関管理の履行には、侵害や貿易詐欺行為を利用する、いくつかの潜在的リスクが存在する。例えば、条件付き輸入品や輸入禁止品を含む通過貨物の場合、それらの貨物がベトナムの領土を離れた後でも、企業がそれら貨物をベトナムへ再度輸入しようとするリスクが存在する。このような形態の貨物の管理強化のために、税関管理監察局は、税関総局が各省及び都市の税関に直接指導するように助言した。

（2021 年 1 月 18 日、ベトナム税関局ニュース）

[ベトナム]

～ベトナムでのインドの製薬会社との協力は非常に有望である～

**Great potential in Vietnam -India pharmaceutical cooperation**

<https://en.nhandan.org.vn/business/item/9522302-great-potential-in-vietnam-india-pharmaceutical-cooperation.html>

近年、医薬品産業は、ベトナムとインドの協力における重要な分野となっている。医薬品及び医薬品原料は、常日頃からインドからベトナムへ輸出されている主要品目である。両国は、医薬品及び医療機器産業における投資促進協力において、非常に有望である。この議題は、International Investment Promotion Alliance(INVEST-GLOBAL)、ベトナム外資系企業協会 (Vietnam Association of Foreign Invested Enterprise, VAFIE) 及び在ベトナムインド商工会議所 (Indian Business Chamber, INCHAM) の協力により、インド大使館がハノイで1月21日に開催した、ベトナム-インド間の医薬品業界における貿易投資促進に関するセミナーで話し合われた。ベトナムの医薬品市場は急速に成長しており、2019年に概算70億米ドル規模であったものが、2024年までの年率8%成長が予測されている。また、ベトナムの医薬品製造企業は、国内需要の半数を充たせているが、最終医薬品の約60%、医薬品有効成分の90%、及び、ほとんどの医薬品生産原材料を輸入に頼っている。駐ベトナム Pranan Verma インド大使は、2億2,500万米ドル相当の年間貿易額とともに、ベトナムは、インドの製薬会社の主要な顧客であることを共有した。Covid-19による困難の最中に、両国は、パンデミックに対するヘルスケア増強に引き続き従事している。ベトナムは、インド赤十字社にフェイスマスクを供給することでインドを支援し、また、インドは、生産及び供給ラインの継続と強化を保証し、ベトナムを含む世界150カ国以上にパンデミックを抑制するための医薬品を供給した。インドは、さらに、ASEAN Covid-19 Response Fundに対する拠出を100万米ドルに拡大した。今回のセミナーは、インドとベトナムで提供される政策やインセンティブの利用による、医薬品分野における両国間協力を強化するための見解とアイデアを交換し、拡大する機会を探ったものである。

ベトナムにおける、インドの医薬品分野への投資貿易促進のための機会に関するパネルディスカッションが開催され、参加者は、ベトナムの医薬品分野への更なるインド投資が必要性とともに、ベトナムにおける、医薬品製造のトップランナーとしてのインドの強みについての認識の強化の必要性についても強調した。

(2021年1月22日、ベトナム共産党機関紙ニャンザン)